

業 務 再 点 検 結 果 報 告

部署名	林野庁国有林野部業務課
部署の業務内容	国有林野の造林、林道の開設及び改良その他の森林の整備、国有林野の活用等に関する事務

項 目			対応	点 検 結 果 の 概 要
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	外部からの各種問い合わせに対する丁寧・誠実・親切的な対応のほか、森林管理局に対しては森林管理局長会議等を通じ、施策の創設・変更にあたっての事業者等への説明会等の実施について指示を行っている。問い合わせや説明会等における対応(態度や説明内容)については多くの方から理解をいただいている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	苦情等への対応については、その内容等状況が様々であるため、その都度、当方の考え方や取り組みを理解していただくことなどを念頭に、状況に合った最適な方法を検討し、課としての方針を定め、必要に応じて組織の各段階での調整を行って、林野庁としての方針を決定して対応している。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	施策の見直し等において、パブリックコメントなどによる一般国民からの意見や、審議会あるいは委員会等において意見をいただいている。 また、地元市町村長との意見交換などにより意見等を反映することも可能となっている。これらの手続きが踏まれている事項について、多くの方から理解をいただいている。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	森林整備事業、森林整備に伴い生産される木材などの販売事業、治山事業など特定分野に関する予算があるが、これらは、国土の保全とその他国有林野の有する公益的機能の維持増進を目的としたものであり、「業の振興」を目的とするものではない。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	—	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	—	

項 目			対応	点 検 結 果 の 概 要
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	自らの業務を点検した結果、食の安全に関連する事項はなかった。
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	—	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	—	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	—	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—	
	影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	× (なし)	自らの業務を点検した結果、食の安全に関連する事項はなかった。

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映			